

# 自己評価報告書

平成 23 年 5 月 9 日現在

**機関番号 :** 12601

**研究種目 :** 基盤研究 (C)

**研究期間 :** 2008~2012

**課題番号 :** 20530040

**研究課題名 (和文) :** 武力不行使原則の構造変化とその意義

**研究課題名 (英文) :** Change of the Structure of the Non-Use of Force Principle in International Law

**研究代表者**

森 肇志 (MORI TADASHI)

東京大学・大学院法学政治学研究科・准教授

**研究者番号 :** 90292747

**研究分野 :** 社会科学

**科研費の分科・細目 :** 法学・国際法学

**キーワード :** 武力不行使原則、国際連合憲章、自衛権

## 1. 研究計画の概要

本研究の目的は、現代国際法における武力不行使原則の法的構造を明らかにし、その成果を国際的に問うことにある。申請者のこれまでの研究によって、国連憲章 2 条 4 項における武力行使の禁止とは、国連の目的と両立しない武力行使は許されないということが出発点にあり、それは、国連の目的と両立する武力行使は許されることを意味するものと理解されていたことが明らかとなつた。これに対し、現在では、武力不行使原則とそれに対する例外との関係については、厳格な禁止と明確な例外（国連安全保障理事会による強制措置および武力攻撃に対する自衛権）という捉え方が、言いかえれば、こうした明確な例外以外の武力行使は許されないと理解することが一般的である。こうした変化、あるいは少なくともこうして変化した形で理解されていることについて、①こうした変化は実定法上生じたと言えるのか、②そのことはどのような意義を有するのか、を明らかにしようとするものである。

## 2. 研究の進捗状況

ここまで 3 年間において、関連する学説および判例の検討を進めた。冷戦終焉以降、国際社会における武力行使はむしろ増大しており、それに対応して関連文献の数は夥しい量に上る。続々と公刊・発表されているというのが実際である。また、関連裁判例としては、もはや古典的というべきニカラグア事件（国際司法裁判所（I C J）、1985 年）のほか、オイル・プラットフォーム事件判決（I

C J、2003 年）、パレスチナ壁建設事件勧告の意見（I C J、2004 年）、コンゴ領軍事活動事件（I C J、2005 年）、武力行使の合法性事件判決（エリトリア・エチオピア請求権委員会、2006 年）に加え、武力行使とはなしにか、という観点から、スペイン・カナダ漁業管轄権事件（管轄権判決）（I C J、1998 年）、サイガ号事件（第 2 判決）（国際海洋法裁判所、1999 年）、ガイアナ・スリナム仲裁事件（2008 年）などを取り上げた。判例の検討の結果は、『講義国際法（新版）』（有斐閣）に反映したほか、判例評釈としても公表した。

こうした検討と並行し、歴史的再検討の重要性に鑑み、これまで進めてきた 19 世紀中葉から国連憲章制定にいたる自衛権概念の展開についての研究をまとめ、東京大学出版会から、『自衛権の基層：国連憲章に至る歴史的展開』として出版した。その出版準備の中で、国連憲章の制定過程、とりわけ憲章第 2 条 4 項の、「国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法による」との但し書きについての米国代表団の見解を明らかにした。この点は、自衛権にとどまらず武力不行使原則を対象とする本研究においても、検討の出発点となろう。

## 3. 現在までの達成度

④遅れている。

関連文献が続々と公刊・発表され、その検討に時間がかかるほか、平成 20 年度はモノグラフの出版に予定以上の時間がかかり、また、平成 22 年度は研究機関を移籍したことから、予定外の仕事に追われた。

#### 4. 今後の研究の推進方策

今後、二次文献の読み込みを進めるとともに、公刊資料の広汎な検討を行い、準備が整えば、海外の公文書館にて資料調査を行う。二次文献の読み込みの重要性は言うまでもない。とりわけ、1990年代以降、米国を中心として厳格な禁止と明確な例外という枠組に収まらないーと思われる一武力行使が増大したが、それらについてはさらに相当の数の研究が発表されてきている。まずこれらを整理し、近時の議論を押さえる必要がある。本研究独自の視点から考察を行う際にも、こうした議論を踏まえた上で行うことによって、それらに大きなインパクトを与えることが可能であろう。

その上で、あるいはそれと並行し、外交文書等に関する公刊資料の広範な検討を行うこととする。公刊資料の検討が未公刊資料の渉獵の際の基盤となることは言うまでもない。具体的には米国の外交資料集である、*Foreign Relations of the United States* や、英国のそれである *British and Foreign State Papers* のほか、各種の外交資料集に加え、各國の国際法年鑑・雑誌に収録されている、各國の国際法先例集についても、広範に検討する必要がある。さらには、より広く国家実行を渉獵するという観点からは、*Keesing's Record of World Events*などを丹念に読み込んでいく作業も必要であろう。本研究の課題の大きさを考慮し、一次資料の検討には万全を期することとしたい。また、こうした公刊資料の検討に際しては、学生のアルバイトを用い、効率的な資料収集・分析を行うこととしたい。こうした準備が整えば、海外の公文書館にて資料調査を行う。

これらを通じ、国連の目的との両立性という枠組から厳格な禁止と明確な例外という枠組への変化について、一応の見通しを得ることができるであろう。

#### 5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

##### 〔雑誌論文〕(計1件)

- ①森肇志、「演習」、『法学教室』、査読無、352号、2010年、114-115頁

##### 〔図書〕(計2件)

- ①森肇志他(小寺彰他編)、有斐閣、『講義国際法(第2版)』、2010年、470-503頁

- ②森肇志、東京大学出版会、『自衛権の基層』、2009年、326頁